

## 「在学猶予」の手続きについて

日本学生支援機構奨学金の貸与終了後に、学部又は大学院に在学中の方は、「在学猶予」の手続きをすることにより奨学金の返還期限が猶予されます。

在学猶予希望者は、下記により手続きをしてください。

### 1. 対象者 ※既に配付済の「返還のてびき」も併せて参照してください

日本学生支援機構奨学金に貸与を受けていたことがあり、次のいずれかに該当する学生

- 2026年4月に本学理学研究科に入学・進学した学生  
※ただし、博士前期課程入学者で、奨学生予約採用候補者となっている方は、4月に「進学届」の手続きを行うことにより、在学届を提出する必要はありません。
- 2025年度中に貸与を終了（満期や辞退）し、2026年4月以降も引き続き同一の課程に在学している学生
- 貸与終了後も、留年等により卒業（修了）期が延びたために、2026年4月以降も引き続き同一の課程に在学している学生

### 2. 提出方法

スカラネットPSから在学猶予願を提出してください。

([https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku\\_yuyo.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html))

※機構ホームページトップ→ 奨学金→ 返還中の手続き→在学猶予

※「学校番号」は学務情報システムの配信から確認してください。

### 3 提出期限 2026年5月29日（金）

### 4 その他

- ①この届を提出しないと在学中に返還が始まります。
- ②返還猶予期間中は無利息です。
- ③研究生・科目等履修生は「在学届」による猶予の対象となりません。